④風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの		
⑥洋上風力発電設備		
⑦水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑧特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑬地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
⑭地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑮バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
⑯森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの		
⑰森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの		
⑱木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（⑮から⑰まで及び⑲並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑲建設資材廃棄物を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑳一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって⑮から⑲まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉑特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４８円のもの		
㉒特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４２円のもの		
㉓特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４０円のもの		
㉔特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３９円のもの		
㉕特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３４円のもの		
㉖特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３２円のもの		
㉗特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２４円のもの		
㉘特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２０円のもの		
３．１　変動範囲関連総可変費（円）（注３）		
３．２　送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（百万kWh）（注４）		
３．３　燃料費調整単価（送電端）（注５）		
３．４　特例太陽光発電設備に係る料金原価織込額（円）（注６）		